

## 移動支援・通学支援の協定～請求方法について

台東区で移動支援・通学支援のサービスを提供できる事業所は、東京都から障害者居宅介護事業所の指定を受けている事業所で、台東区と各事業の協定書を締結できる事業所です。

新規に移動支援・通学支援サービスを請求される場合は、障害福祉課宛てご連絡いただき、次のものをご提出ください。

(＊＝区のホームページ(HP)からダウンロードできます)

保存先 区 HP<暮らしのガイド<障害のある方へ<お知らせ<事業者ページ

<書式ライブラリー<地域生活支援事業<移動支援事業

### 【協定に必要なもの】

①東京都が発行した指定通知書の写し

②移動支援(通学支援)事業協定書 2部 ＊

両面印刷で2部印刷し、2部とも乙欄を記入し、各ページの綴目に代表者印で割印を押してください。後日区長印を押印したものを返送いたします。協定書は基本的にはサービスを提供する事業所の**本部(法人)の代表者**と締結します。場合によっては委任状が必要ですので、詳細はお問い合わせ下さい。

※協定期間・協定日は**記入しないでください。**

③地域生活支援事業契約内容報告書＊ (既に利用者のご契約済みの場合にご提出ください。)

④支払い金口座振替登録依頼書＊ (既に登録済みの場合は不要です)

請求者が代表者以外の場合や、会社の形態によって委任状が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

### 【請求の手順】

請求は介護給付費の通院等介助に準じた扱いで、区が定めた報酬単価に基づき請求していただきます。報酬単価については区 HP にサービスコードを掲載しておりますので、ご覧下さい。

◇**請求時に提出していただくもの(提供月の翌月の10日まで)**

①移動支援実績記録票(データ)＊

②移動支援明細書(データ)＊

③請求書(紙)＊

④利用者の確認印を押した実績記録票の写し

＊上記のほかに地域生活支援事業契約内容報告書は契約時、契約内容変更時、解約時の事項が発生した際に、必要に応じてご提出してください。

請求書・実績記録票の写しは窓口で直接提出か、郵送でご提出下さい。

＊**協定後、初回の請求につきましてはデータ送信のテストを行いますので、事前に必ずご連絡ください。**

### 【請求書等提出先】

〒110-8615(郵便番号のみで住所は不要です)

台東区役所 障害福祉課 総合相談(台東区役所2階10番窓口)

TEL 03(5246)1203 FAX 03(5246)1179

データ送信先 [s-fuku-chiiki@city.taito.tokyo.jp](mailto:s-fuku-chiiki@city.taito.tokyo.jp)